

函 福 介

函 福 包

函 福 監

令和2年(2020年)2月27日

介護保険事業所 各位

函館市保健福祉部 介護保険課長

地域包括ケア推進課長

指導監査課長

新型コロナウイルス感染症に関する対応に係る介護報酬等の取扱いについて

平素より本市の介護保険事業の運営にあたり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年2月24日に厚生労働省が発出した、「介護保険最新情報Vol.770 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に関し、本市から改めて連絡いたします。

当該通知にありますとおり、新型コロナウイルス感染症に関する対応については、介護報酬や人員基準等の柔軟な取扱いが可能となっておりますが、今後、実際に請求業務等を行う場合、判断に悩むケースが出てくることが考えられます。

そのような場合につきましては、別添の「令和元年台風19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて（令和元年10月15日付）」を参考とし、対応くださいますようお願いいたします。

なお、本市の総合事業における訪問型サービス費・通所型サービス費の算定にあたっては、当通知に記載されている介護予防通所リハビリテーションと同様の取扱いとするほか、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス費および看護小規模多機能型居宅介護サービス費の算定において、通所サービスの機能のみを一時的に休止した場合も、介護予防通所リハビリテーションの取扱いを準用できることについて、渡島総合振興局に確認済みです。

また、通所・入所系の介護サービス事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 一定期間サービス提供を停止する（または休止する）
- ・ 利用者の受け入れを一部（または全部）制限する

などの場合には、必ず指導監査課にご連絡くださいますよう、お願いいたします。

介護保険課 介護サービス担当職員	TEL：21-3023, 3024, 3036	FAX：26-5936
地域包括ケア推進課 企画・管理担当	相澤，蝦名	TEL：21-3041 FAX：26-5936
指導監査課 高齢者担当	高木，渡辺	TEL：21-3923 FAX：21-3928